

指宿広城市町村圏組合自家用電気工作物保安規程

(平成 6 年指宿広城市町村圏組合訓令第 3 号)

改正 平成17年指宿広城市町村圏組合訓令第 1 号

平成25年指宿広城市町村圏組合訓令第 1 号

令和 6 年指宿広城市町村圏組合訓令第 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 保安業務の運営管理体制（第 5 条－第 11 条）
- 第 3 章 保安教育（第 12 条・第 13 条）
- 第 4 章 工事の計画及び実施（第 14 条・第 15 条）
- 第 5 章 保守（第 16 条－第 18 条）
- 第 6 章 運転及び操作（第 19 条）
- 第 7 章 災害対策（第 20 条・第 21 条）
- 第 8 章 記録（第 22 条）
- 第 9 章 責任の分界（第 23 条）
- 第 10 章 雜則（第 24 条－第 27 条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項の規定に基づき、別表第 1 に定める事業場における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、必要な事項を定めるものとする。ただし、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 52 条第 2 項に規定する電気主任技術者の不選任の承認を受けた電気工作物の保安規程については、別に定める。

(法令等の遵守)

第 2 条 電気工作物の管理者（以下「管理者」という。）、電気主任技術者（法第 44 条第 1 項に規定する電気主任技術者免状の交付を受けている者。以下「主任技術者」という。）及び職員は、電気関係法令及びこの訓令を遵守するもの

とする。

2 管理者は、事務局長をいう。

(細則の制定)

第3条 この訓令を遵守するため、必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

(訓令等の改正)

第4条 この訓令の改正、又は前条に定める細則の制定又は改正に当たっては、主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務の監督)

第5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務は、管理者が総括管理し、主任技術者がその監督に当たるものとする。

第6条 主任技術者の保安監督の職務は、次の事項について行うものとする。

- (1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。
- (3) 電気工作物の保守に関すること。
- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (5) 災害対策に関すること。
- (6) 保安業務の記録に関すること。
- (7) 保安用器材及び書類の整備に関すること。

2 主任技術者は、法令及びこの訓令を遵守し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務を誠実に行わなければならない。

(主任技術者の執務等)

第7条 主任技術者の執務は、常時勤務するものとし、場所及び連絡方法については、受電室その他見やすい箇所に掲示しておくものとする。

(設置者の義務)

第8条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し、又は行おうとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を遵守するものとする。

3 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安

に關係のある場合には、主任技術者参画のもとにこれを立案し決定するものとする。

4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には主任技術者を立ち会わせるものとする。

(職員の義務)

第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「職員」という。）は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者の不在時の措置)

第10条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合は、その業務を代行する者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、主任技術者の不在時には主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

(主任技術者の解任)

第11条 主任技術者が次の各号の一に該当する場合は、解任することができるものとする。

(1) 主任技術者が病気により欠勤が長期にわたり、又は精神障害等により、保安確保上不適当と認められたとき。

(2) 主任技術者が法令又はこの訓令の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。

(3) 主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。

2 前項に該当する場合のほか、主任技術者はその意に反して解任されないものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第12条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を行わなければならない。

(保安に関する訓練)

第13条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第14条 管理者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するに当たっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事の年度計画を立案し、管理者を経て管理者の承認を得なければならない。

(工事の実施)

第15条 電気工作物の計画の実施に当たっては、主任技術者の監督のもとにこれを施行するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者においてこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引取るものとする。

第5章 保守

(巡視、点検、測定)

第16条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第2に定める基準に従い管理者の承認を経て主任技術者において計画的に実施するものとする。

第17条 巡視、点検又は測定の結果法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理、改造、移設又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第18条 主任技術者は、事故その他異常が発生した場合には必要に応じ臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に適切に処理するよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第19条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時におけるしや断器、開閉器、その他の機器の操作の順序、方法について定めておかなければならぬ。

2 前項の操作の順序及び方法については、受電室その他必要な機器の設置箇所

において見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 3 主任技術者若しくは代務者又は職員は、事故その他異常が発生した場合にはあらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。
- 4 前項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 5 受電用しゃ断器の操作に当たっては、必要に応じて関係事業者の事業所と連絡を行うものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第20条 管理者は、非常災害時その他の災害に備えて電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるような体制を整備しておくものとする。

第21条 主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

- 2 主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは直ちに送電を停止することができる。
- 3 主任技術者の不在時には、代務者は迅速に主任技術者に連絡しその指示を受けるものとする。

第8章 記録

(記録)

第22条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は別に定めるところにより記録し、これを3年間保存しなければならない。

- 2 主要電気機器の保修記録は、設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第23条 九州電力株式会社の設置する電気工作物と保安上の責任分界点は、構内1号柱に設置した開閉器の電源側端子とする。

第10章 雜則

(危険の表示)

第24条 管理者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であつて危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第25条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

第26条 電気工作物の新增設、改造等が行われた場合における設計図、仕様書、取扱い説明書等については必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第27条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図、その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 指宿広域市町村圏組合自家用電気工作物保安規程（昭和53年指宿広域市町村圏組合訓令第1号）は、廃止する。

附 則 （平成17年指宿広域市町村圏組合訓令第1号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 （平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合訓令第1号）

この訓令は、平成25年3月8日から施行する。

附 則 （令和6年2月22日指宿広域市町村圏組合訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

施設名	所在地
指宿広域汚泥リサイクルセンター	指宿市開聞仙田 711 番地 4
指宿広域管理型最終処分場	南九州市頬娃町郡 10995 番地 1
指宿広域クリーンセンター	指宿市十二町 4692 番地 1

別表第2（第16条関係）

機器名	点検・測定項目	回数	要領
変圧器	(1)外部一般点検 (2)定期点検	月1回 年1回	1 異音、異臭、過熱 2 本体の損傷、変色、汚損 3 接地線の緩み、外れ、断線 4 アンカボルトなどの取付部の緩み、外れ 1 各部の締め付け状況を確認 2 絶縁抵抗測定 3 接地抵抗測定 4 各部の外面の清掃による汚染除去
しゃ断器・開閉器類	(1)外部一般点検 (2)定期点検	月1回 年1回	1 損傷、亀裂、変形、発錆、汚損 2 樹脂表面のトラッキング痕 3 指示、表示器の異常 1 各部の締め付け状況を確認 2 絶縁抵抗測定 3 接地抵抗測定 4 操作機構の動作具合 5 各部の外面の清掃による汚染除去
断路器	(1)外部一般点検 (2)定期点検	月1回 年1回	1 受と刃の接触状態、過熱、変色 2 亀裂、損傷、汚損 1 電線接続部の緩み、外れ 2 絶縁抵抗測定 3 各部の外面の清掃による汚染除去
電力用コンデンサー・リアクトル	(1)外部一般点検 (2)定期点検	月1回 年1回	1 変形、損傷、亀裂、異常な膨らみ 2 異音、異臭、過熱、油漏れ 1 各部の締め付け状況を確認 2 絶縁抵抗測定

			3 接地抵抗測定 4 各部の外面の清掃による汚染除去
避雷器	(1) 外部一般点検	月 1 回	1 損傷, 亀裂, 汚損 2 接地線の緩み, 外れ, 断線
	(2) 定期点検	年 1 回	1 各部の締め付け状況を確認 2 接地抵抗測定
保護継電器	(1) 外部一般点検	月 1 回	1 動作表示器の具合, 整定値確認 2 地絡継電器の制御電源電流
	(2) 定期点検	年 1 回	1 各部の締め付け状況を確認 2 しゃ断器との連動動作
		2 年 1 回	動作特性試験
ケーブル・母線類	(1) 外部一般点検	月 1 回	1 ケーブル端末部の損傷, 変形, 亀裂, 汚損, テープの剥離, トラッキング痕 2 金属管の損傷, 発錆, 取付サドルの外れ, 緩み 3 他のものとの離隔
	(2) 定期点検	年 1 回	1 ケーブル腐食, 亀裂, 損傷 2 絶縁抵抗測定
低圧配電盤 ・分電盤	(1) 外部一般点検	月 1 回	1 盤面の損傷, 亀裂, 発錆 2 計器・表示灯の異常 3 ヒューズの動作表示 4 盤内器具の損傷, 過熱, 接続部緩み 1 負荷設備の絶縁抵抗測定
	(2) 定期点検	年 1 回	2 盤の接地抵抗測定
非常用予備 発電装置	(1) 外部一般点検	月 1 回	1 原動機燃料系統からの油漏れ及び貯油量 2 冷却水・潤滑油の油量 3 蓄電池電圧 4 機関の始動・停止 1 各部の締め付け状況を確認
	(2) 定期点検	年 1 回	2 絶縁抵抗測定 3 接地抵抗測定 4 各部の外面の清掃による汚染除去